川島町監査委員告示第１号

地方自治法第１９９条第７項の規定により財政援助団体等に関する監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和８年１０月１４日

川島町監査委員　髙 久 宗 典
川島町監査委員　爲 水 順 二

財政援助団体等に関する監査報告書

第１　監査の概要

１　監査の対象

一般法人さまちかの、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの出資金に係る次の出納、その他の事務の執行について監査を行った。

・出資金の支出手続

・出資金の受領手続、事業実施内容

２　監査の実施日

令和８年９月２９日（火）の１日間

３　実施した監査手続

一般社団法人さまちかの出資金に係る上記の出納その他の事務の執行について、同会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、政策推進課の上記に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第２　監査の結果

上記の出資金に係る出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。なお、次の事項については、改善措置を検討することが望ましいものと認められる。

【政策推進課】

１　令和８年度から補助金に変わることから、川島町補助金等の交付手続き等に関する規則の規定に従い、適正な事務の執行に努めること。

２　かわじま工房の設備投資は、町に頼っている部分がある。町から切り離して経営していける体制を整えるよう、指導助言に今後も務めること。

一般社団法人さまちか

1　資金も増えてきているので、今後はさらに事業展開し収入が増えていくように努めること。

2　令和８年度からの補助金に頼らないような経営を行い、創意工夫をしながら町の活性化のために事業を展開していくこと。